

〈4/27 監視チームにおける議論のまとめ〉
2. 安全対策(津波対策)について
② 津波対策で示すべき事項について
・波力の計算において想定する設備設計の保守性

4/27 監視チーム第39回会合資料2-1の抜粋及び一部改訂

TRP の廃止措置を進めていく上での津波対策の基本的考え方

【概要】

- ①津波から防護する施設を明確にする観点から、東海再処理施設に関連する全ての施設を対象に安全に関する情報(内包する放射性物質のインベントリ・性状、施設の耐震分類・構造等)についてリストで整理した。
- ②廃止措置段階にある東海再処理においてはリスクが特定の施設に集中しており、HAW 施設とそれに付随するTVF については、廃止措置計画用設計津波(設計津波)に対して建家内に浸入させない措置等を講ずる。また、その他の施設については、設計津波による環境への影響評価を行ったうえで、リスクに応じた対策を講じることを基本方針として定めた。
- ③①で整理した施設に対して津波に対する環境影響評価・対策の検討を R2 年 7 月までに実施し、以降 R3 年度末を目途に対策を実施するスケジュールを策定した。
- ④TVF についても②に示すように HAW 施設と同様の津波対策を実施することを基本方針として定めた。
- ⑤漂流物となり得る設備等に対し、固縛、移動、撤去等の処置の計画をR2 年6 月までに定め、これに従い計画的に対策を進めていく。
- ⑥東海再処理施設安全監視チーム第39回会合において、波力の計算において想定する設備設計の保守性について説明することとの指摘を踏まえ、設計津波に対する津波荷重を保守的に水深係数 $\alpha = 3$ として設備設計を実施する旨を本資料に追記した。修正箇所を下線で示す。

令和2年5月12日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

TRP の廃止措置を進めていく上での津波対策の基本的考え方
(東海再処理施設の敷地に津波の浸入を許容する理由)

本来、再処理施設は、平面的に広く多数の施設にリスクが分散しており、守るべき性能や施設が多岐にわたるため、津波による敷地への浸水は合理的でなく、ドライサイトにより安全を確保することが求められていると認識している。

廃止措置段階にある東海再処理施設においては、リスクが特定の施設に集中しており、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW 施設)と、これに付随して廃止措置全体の長期間ではないものの分離精製工場(MP)等の工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用するガラス固化技術開発施設(TVF)については、今後 20 年程度の維持期間を想定し廃止措置計画用設計津波(以下、「設計津波」という)に対して対策を講ずる^{※1}こととする。具体的には、設計津波の敷地への浸入が想定されるものの HAW 施設及び TVF の建家内へは浸入させない措置を講ずるとともに、有効性を確認したうえで重大事故対処設備として配備する設備等^{※2}が使用できるよう必要な対策を実施する。

以下 本文省略

※1 津波対策にあたっては、設計津波に対する津波荷重を保守的に水深係数 $\alpha = 3$ として設備設計を実施する。

以下 省略 (4/27 会合資料における※1、※2についてはそれぞれ※2、※3に修正)